第101　設立団体の数の減少に係る会計処理

設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第93及び第94に準じて会計処理を行う。

第102　設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第101により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解67に準じて注記を行う。

第103　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われた場合には、重要な後発事象として第100又は第102に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に設立団体の数の変更に係る法第８条第２項の議決が行われたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第14節　連結財務諸表

第104～第110　［略］

第111～第118　［略］

第119～第122　［略］

第123・第124　［略］

第125・第126　［略］

第127・第128　［略］

第129～第131　［略］

第15節　合併に関する会計処理

第132～第136　［略］

第137　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第133の⑴又は第135の⑴に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第13節　連結財務諸表

第100～第106　［同左］

第107～第114　［同左］

第115～第118　［同左］

第119・第120　［同左］

第121・第122　［同左］

第123・第124　［同左］

第125～第127　［同左］

第14節　合併に関する会計処理

第128～第132　［同左］

第133　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第129の⑴又は第131の⑴に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行し、同日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。